

子育て世帯に対するフードパントリー事業 仕様書

1 目的

物価高騰に伴う経済的な影響を受け、生活に困窮している子育て世帯に対し、無料配付会の開催等により食料品や生活用品などを提供することで、経済的負担を軽減するとともに、こどもと家庭の生活状況や困りごとを確認・把握するなかで、支援の必要があるこども等を発見した際に、行政の相談窓口等の適切な支援機関につなぐことを目的とする。

2 支援対象者

食料品等を支給するなどの支援対象者は、市内に居住するこども（原則として18歳以下の児童）を養育する世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ひとり親世帯で、あらかじめ受託者に対し、利用の申込みのあった世帯のうち、支援が必要であると認める世帯
- (2) 一時的な事情により困窮しており、あらかじめ受託者に対し、利用の申込みのあった世帯のうち、支援が必要であると認める世帯
- (3) 受託者が把握している困窮世帯で、支援が必要であると認める世帯
- (4) その他市長が緊急に支援の必要があると認める者

3 実施期間

令和8年6月1日～令和9年3月31日

4 業務内容

こどもを養育する世帯の経済的な負担軽減及びこどもの社会的孤立や孤独の解消を図るため、支援対象者に対し、次に定める業務を実施する。

- (1) 事前登録制の無料配付会の開催による食料品等の支給
- (2) 前号の無料配付会の申込期間及び開催時における支援情報の提供及び相談対応
- (3) 緊急に支援が必要であると認める世帯に対する食料品等の支給及び相談対応（緊急支援）
- (4) その他市長が必要と認めること

5 無料配付会の詳細

「4 業務内容」第1号に定める無料配付会は、次のとおり行うものとする。

- (1) 無料配付会は、実施期間中に2回以上開催するものとする。なお、無料配付会の開催に合わせて、相談員による無料相談対応や支援情報等の提供を行い、必要に応じて支援対象者を行政等の支援につなげること。
- (2) 開催にあたっては、支援対象者の利便性を考慮し、公的施設（協働センター等）や受託者が確保した適切な場所並びに利用しやすい日時を設定すること。なお、実施場所・日時の選定については、あらかじめ委託者と調整を行うこと。
- (3) 事前の周知に関しては、ホームページ等の利用や実施場所の近隣の公共施設等にチラシを掲示するなど、無料配付会の内容を広く大勢の人に周知すること。
- (4) 無料配付会については、事前予約制とし、世帯の状況（氏名、住所、連絡先、生年月日、家族

構成、父母の就労状況、収入状況、各種手当、生活保護の受給状況等)を確認し、支援対象者を決定すること。確認した内容は、開催ごとに「フードパントリー事業受付簿」(第2号様式)にまとめること。

- (5) 支援を決定した世帯に対しては、「フードパントリー利用登録通知兼配付引換券」(第1号様式)により通知し、本事業の利用について同意を得た上で支援を実施すること。
- (6) 事業企画書に記載の各企業、団体等から食材や生活用品、生理用品等の配付物品を調達し、開催日まで適切に保管すること。なお、調達に要した経費について受託者で記録しておくこと。
- (7) 配付会の設営では、受付、支援情報の提供スペース、相談ブース、配付物品の受け渡しエリアなどへのわかりやすい動線づくりに努めること。また、必要に応じて、駐車場から会場までの誘導にも配慮すること。
- (8) 配付物品は、支援対象者が受け取りやすいよう段ボールや袋等に梱包するとともに、生理用品については、中身が見えない袋に梱包するなどの配付時の配慮を行うこと。
- (9) 無料配付会の実施にあたっては、配付時の混雑を避け円滑に実施できるよう来場時間帯を指定するなど対策を講じたしたうえで実施すること。
- (10) 配付した世帯に対し、アンケートを実施し、結果を集計すること。なお、アンケート項目については、委託者と調整のうえ実施すること。
- (11) 直前でのキャンセル等で発生した余剰分の配付物品については、緊急支援用に充てるなど廃棄が少なくなるよう適切に取り扱うこと。

6 緊急支援の詳細

「4 業務内容」第3号に定める緊急支援は、次のとおり行うものとする。

- (1) 無料配付会の開催日以外においても、生活に困窮した子育て世帯からの申し出に応じて、緊急に食料品等の支給を行うものとする。なお、緊急支援の実施にあたっては、「5 無料配付会の詳細」第3号及び第4号の取り扱いに準じて、世帯状況の確認及び利用についての同意を得て行うものとし、確認した内容は、「フードパントリー事業受付簿」(第2号様式)にまとめること(備考欄へ「緊急支援分」と明記)。
- (2) 緊急支援の実施にあたっては、対面での受け渡しのほか、支援対象者の世帯状況に応じて、配達等での支給を行うものとする。

7 配付物品

配付する物品は、1世帯あたり5,700円相当の食料品^{*}や生活用品(必要に応じて生理用品を配付すること)とし、1回の配付会開催につき120セット程度を用意すること。また、これとは別に緊急支援分として30セット程度を用意し、申し込み時や開催後に困窮状況が深刻な世帯に対する支援を行うものとする。なお、購入した配付物品に加えて、寄附物品など受託者が保有している物品を付け加えて配付することは差支えない。

^{*}食料品に関しては、常温保存でき、賞味期限が設定され、包装されたものを極力選定し、配付すること。青果物を配付する場合は、配付日当日に納入することや個包装されたものを購入する、配付時に支援対象者に適正な保存と早期の消費を促す注意喚起をするなど、食品衛生上の危害発生の防止に努めなければならない。

8 提出物

業務を完了したときは、翌月10日又は翌年度の4月4日のいずれか早い日までに「フードパントリー利用登録通知兼配付引換券」(第1号様式)、「フードパントリー事業受付簿」(第2号様式)、「フードパントリー事業実績報告書」(第3号様式)、「相談等実施状況報告書」(第3号様式 別紙)及び「フードパントリー事業配付物報告書」(第4号様式)、無料配付会当日の写真(駐車場、受付、配付物品の中身、配付会場の様子等を収めたもの)、配付した世帯に対し実施したアンケートの集計結果を提出すること。

9 特記事項

- (1) 無料配付会の周知にあたっては、募集チラシ等を作成・配付する前に委託者に原案を提出し、内容の確認を受けること。
- (2) 食品の衛生管理に関しては、厚生労働省通知「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」(平成30年6月28日付け子発第0628第4号、社援発0628第1号、障発0628第2号、老発0628第3号)を参考に衛生管理に努めること。また、支援対象者に対し、配付した食料品の適正な保存、消費期限又は賞味期限の遵守、食品アレルギー等への注意喚起を行うこと。なお、支援対象者等から食品等に係る健康被害に関する情報を得た場合には、当該情報について、直ちに市長へ報告すること。
- (3) 個人情報の取扱いにおいては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護を行うこと。書類及びデータの保管は5年までとし、それ以降は必ず廃棄すること。

10 その他

浜松市契約規則、子育て世帯に対するフードパントリー事業実施要綱、子育て世帯に対するフードパントリー事業業務委託契約書、事業提案書及びこの仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上定めるものとする。